

Research Paper Series

No. 111

企業の社会的責任の理論的検討：CSRの理論的内実の変遷

石黒督朗†

2012年4月

1. はじめに

近年、相次ぐ企業不祥事の発生をはじめ、企業活動がその原因とみなされている環境問題、あるいは労使問題、人権問題、性差、民族問題、障害者雇用等の多様な社会問題に対して、企業の社会的責任、すなわちCSRを問う声が高まってきている。これを受けて、大企業を中心に積極的にこれらの問題に対応しようとする取り組みが増えてきている。他方で、CSRが何を意味するものか、という議論に統一的な見解は得られていない (eg. 加賀田, 2006)。

例えば、CSRの定義としては次のようなものがある。谷本 (2003) は、「CSRとは、企業活動のプロセスに社会的公平性や環境への配慮などを組み込み、ステイクホルダー (株主、従業員、顧客、環境、コミュニティなど) に対してアカウンタビリティを果たしていくこと。その結果、経済的・社会的・環境的パフォーマンスの向上を目指すこと (p.5)」と主張する。また、Bowen (1953) は、CSRを「我々の社会の目標と価値の観点から望ましいと思われる深慮を追求し、意思決定を行い、行動するビジネスマンとしての義務に属するもの (p.6)」と位置付ける。あるいは、Carroll&Buchholtz (2003) は、「企業の社会的責任とは、ある時点における企業組織に対する経済的、法的、倫理的、そして自由裁量的 (フィランソロピ的) な社会の期待を包含するものである (p.40)」と定義している。これらの定義に基づく議論は、例えば環境問題のように企業が原因と考えられる諸問題に対応していくことで、多様なステイクホルダーに対して社会的責任を果たすことを、企業が存続していくうえでの必須条件としてとらえている。

他方でFriedman (1970) は、「企業の唯一の社会的責任は、その利益の最大化である」と主張する。彼は、企業に課せられた社会的責任は利潤の最大化のみであり、それ以外の慈善事業に対して異を唱えた。同様にLevitt (1958) やHayek (1960) も、慈善事業を社会的責任ととらえることに、株主といった出資者に対する利益を損なうものとして批判している。彼らは、あくまで企業にとっての社会的責任は、市場における契約、すなわち株主や銀行からの投資に対する債務の履行である。彼らは、ステイクホルダーに対する社会的責任として果たされるべきは、まず出資者たる株主である、と考えられていることがわかる。

これらの議論からわかるとおり、CSR そのものに対して「企業はCSRに取り組むべきである」という議論はされてきたが、その理論的内実が多様である。企業そのもの、あるいは企業と社会に対する認識が異なれば、そこで問われるCSRの理論的内実も異なり、CSRに対する実践も異なってくる。それゆえ、先行研究が「企業のあるべき姿」として捉えようとしてきたCSRそのものの理論的定義を問うことは、そもそも不可能だといえる。我々が議論できるのは、企業が社会とのかかわりの中でCSRを達成していくプロセスのみであると考えられる。

本研究の目的は、企業の社会的責任に関する先行研究 (CSR論) の理論的検討を通じて、先行研究の抱える理論的課題を明らかにした上で、新たな理論的地平を切り拓くことを目

的としている。具体的には、企業が達成すべき倫理のあり方を求めるのではなく、社会から企業に課せられた CSR という社会的事実を前提に、CSR の達成を企業がどのように捉え、それを達成していくアプローチを明らかにする。その上で、企業が CSR をいかにして達成していくのかを把握していく学問領域として、CSR 論を再定位していきたい。

2. 「見えざる手」と企業の社会的責任

企業の社会的責任という議論が登場したのは、1920 年代の米国である (Mitchell, 1989, 邦訳, 22 頁)。社会的責任は、「企業の社会政策」という形で企業年金制度、従業員持株制度、生命保険制度、失業基金、就業時間の制限、高賃金が実行された。またこれらの従業員施策に加えて、企業は教会、学校、図書館棟を建設し、慈善活動を実施していった。これらの活動は 19 世紀の後半に一部の企業によって自発的に実施されていたが、1920 年代に広く普及してきたものである。では、なぜ当時の企業は、利益追求のみの企業活動から、社会的責任として「企業の社会政策」を実施してきたのであろうか。Mitchell (1989) は、この企業活動の変化を「正当性の獲得」という観点から分析している。

利益追求により巨大化した企業は、多くの労働者を管理し、生産、消費を担う国家の中核的機能を保持するようになった。Mitchell (1989) によれば、国家の策定する政策の源泉は、どんな場合でも諸個人の連合、多くは私企業によって行使される圧力である。巨大化した企業は、国家の政治的秩序の中で最も重要な存在となり、大きな権力を有するようになった (Mitchell, 1989, 邦訳, 27 頁)。企業が権力を獲得したことにより、企業は自らの存続のためにその権力を正当化するという問題に直面した。

1920 年代以前の企業は、アダム・スミス (1776) がその著書である『国富論』で主張した「見えざる手」、完全競争下における私的利益の追求が公的利益を生み出すことによって正当性を主張してきた。需要と供給の一致によって達成される完全競争における市場均衡は、消費者余剰と生産者余剰の総和である社会的余剰、つまり公的利益を最大化する。完全競争下では、消費者と生産者による利益追求が結果として市場均衡という公的利益の最大化を実現する。したがって、競争的な市場における企業活動は、公的利益と調和しており、正当性が確保されている。またこの時、正当性を担うのは、企業ではなく市場である。古典的な経済理論において市場は、私的な目的を許容し、私的目的と公的目的を調和させる場ととらえられている (eg. Galbraith, 1973)。企業は自身の利益を追求し、その活動の副次的な産物として公的利益を生み出している。つまり、市場そのものが正当性を担う存在であり、企業自身がそもそも正当性を確保する必要性はなかった。

しかし、この市場を通して実現されるとされた私的利益の追求が公的利益につながるという論理は、崩壊の憂き目にあう。その一つのきっかけとなったのが、合併、トラストを繰り返すことで巨大化していった鉄道会社やスタンダード・オイルである。20 世紀への転換期における企業統合の波により合併、トラストが繰り返されたことで産業権力の集中化が生じ、独占によって市場競争が阻害されてしまった。これにより、私的利益の追求が公

的利益の創出に結びつかなくなってしまった。政府は、独占、トラストを禁止する反トラスト法を制定し、企業の自由な利益追求の規制を図った。これまで市場そのものが正当性を担うことで自由な私的利益の追求を正当化してきた企業は、市場ではなく自身が正当性を獲得する必要性に迫られたのである。そこで企業は新たな正当性確保のために、社会的責任、CSR を生み出していった。企業は、社会的責任を掲げることで、自らを公的利益の担い手として位置づけ直したのである。そのために企業は、企業年金制度、従業員持株制度、生命保険制度、失業基金、就業時間の制限、高賃金を実現し、主に労働者に対してその公的利益を提供していった。

1950年代になると Bowen (1953) らによって、CSR そのものの定義、それが何を意味するのかを問う議論が展開されていく。私的利益の追求による公的利益の実現が独占やトラストによって崩壊したことは、企業の自由な私的利益の追求が公的利益を損なうことを意味していた。反トラスト法の制定により独占やトラストは禁止されたが、新たに企業は社会的責任を掲げることで自由な私的利益の追求を正当化してきた。当時の米国では、第二次世界大戦、朝鮮戦争によって軍事産業に関わっていたスタンダード・オイル、US スチール、デュポンといった企業が、独占的利潤を増大させていた(菅原,1957)¹。このような状況に対して Bowen (1953) は、「我々の社会の目標と価値の観点から望ましいと思われる深慮を追求し、意思決定を行い、行動するビジネスマンとしての義務に属するもの(p.6)」として社会的責任を定義づけている。企業の自由な私的利益の追求に対して、公平性を持つことが強く求められるようになっていく。ここでの公平性とは、反トラスト法をはじめとした社会が定める法令を順守することである。CSR を倫理あるいはモラルとしてとらえる当時の議論からは、市場の失敗をふまえたうえで、法令を順守することをその「義務」とした企業が、社会にとって望ましい競争を市場で行うことによって公的利益が創出されていく、という考えが見えてくる。企業の社会的責任は、市場における自由な私的利益追求から、法令を順守したうえで利益追求を行っていくことに変化していく。そして、その達成は、企業、あるいは経営者の倫理観にゆだねられていく。そのため CSR 論は、社会にとってあるべき企業の姿を問うための企業倫理、経営者のモラルに対する議論が展開されることになる(eg. Selekman, 1959)。

ここで着目すべきは、もともと CSR 論が、巨大化した企業が、大衆からの非難を回避しつつ営利活動を持続させるため、その営利活動の遂行について正当性を獲得することを目的とした議論であったことである(Mitchell, 1989)。あくまで、企業が社会的責任を掲げたのは、市場競争の下で余剰利益を獲得した企業がその余剰利益を正当化するために、私的利益を公的利益へと還元する実践であった。端的に言えば、巨大企業が私的利益を獲得するため、企業が存続するために行う全ての活動を、企業の社会的責任の名の下で新たに正当化する論理として CSR 論は登場したといえる。他方で、公的利益を創出するために法

¹菅原(1957)は、米国の第二次世界大戦から朝鮮戦争後の独占企業の営業報告書を分析することで、経済の軍事化が独占企業にとってどれほど有利に働いたか、を分析している。

令順守という義務が付加されたことにより、社会的責任は企業が存続していくための必須条件となっていく。

3. 企業を規制する論理としての CSR 論

企業は CSR 論の成立により、自らの存続のために必要な義務として社会的責任を扱わなければならなくなってしまう。このため企業は、常にその倫理性を問われることになったといえる。これは同時に、社会的責任という義務を企業が果たしているか、いわば企業が倫理観を持った活動をしているかを監視する存在としての NPO/NGO を生み出すことになった。そして、この企業の正当性確保のために掲げた社会的責任は、企業活動を抑制しようとする NPO/NGO らによって「市場における法令順守以上の倫理」として置き換えられていく。そのきっかけとなったのが、1960～70年代に米国で起こった社会運動であった。

当時の米国では、黒人差別をはじめ、男女差別、障害者差別、反戦問題、環境問題などの様々な問題が社会問題化してきた。社会問題化した問題の多くの現場は、雇用であったり、公害であったりと企業活動に直結するものであった。社会問題の原因は、大きな権力を行使する企業に向けられていく。企業は、CSR の名の下で多くの社会問題に対して、いわば市場競争に置ける利益追求とは別の社会的責任を課せられていくこととなる。そして、この CSR と社会問題を接続していったのが、企業を監視する立場を獲得した NPO/NGO である。彼らは、企業が権力に対する正当性として掲げた社会的責任の理論的内実を変化させることで、企業を規制する論理として CSR を転換させていく。

その例が、環境問題と環境保護運動家の活動である。環境問題と企業の社会的責任が接続されたきっかけとなったのが、カーソン (1962) の『沈黙の春』である。この『沈黙の春』は、生物学を専門とするカーソンによって、研究者としての立場から、農作物の害虫駆除に使用されてきた DDT が、農地周辺の鳥類、昆虫類、魚類に与える悪影響について叙述された著作であった。この『沈黙の春』を、今日な意味での環境経営の CSR 論へと結びつけたのは、第二次世界大戦後の赤狩り (レッドページ) の後、発言する場を失っていた左翼運動家であった (Lounsbury et al., 2003, p.15)。共産主義を信奉する彼らにとって、営利性を追求する企業はまさに彼らの標的であった。つまり、『沈黙の春』の出版により、CSR 論は左翼運動家が環境保護活動を展開する環境保護活動家、NPO/NGO として、直接企業を糾弾していく機会を与えたのである (石黒、高橋,2010, 68-69 頁)。彼らの活動により、企業活動は環境問題の源泉であり、それを解決するための対策をする社会的責任が企業に課せられたのである。

NPO/NGO によって読み替えられた CSR は、NPO/NGO らが活動していくために有利な意味内容へと変化していく。Carroll (1993) が「企業の社会的責任とは、ある時点での、社会によって企業にかけられた経済的・法的・倫理的・自由裁量的期待を包摂するものである」と定義し直したように、CSR そのものが企業を守る論理ではなく、市場競争という枠を超えた社会からの要請への応答という非常に包括的な責任へと変化してしまった。そ

して、NPO/NGO をはじめとした社会運動団体はこの社会的要請を利用することで、あらゆる公的利益を損なう企業の活動を社会問題として扱うことが可能となった。

Ackerman & Bauer (1976) は、この「社会的要請」に対してその発生と、それが社会問題化していくプロセスを「issue のライフサイクル・モデル」で捉えている (p.10)。彼らは、社会的な問題は、初期の段階では考慮されていなかったり、無視されていたり、あるいは、そのことが issue となっていない場合もあることを指摘する。しかし、そのことに対する関心が高まり、持続するならば、問題は広く認識 (awareness) されるようになる。問題解決への期待 (expectation) が拡大し、活動への要求 (demand) が高まる。場合によっては新たな法律が施行され、それが新しい標準 (standards) となっていく。これを受けて小山 (2003) は、ある企業活動によって何らかの影響を受けた特定の個人もしくは組織、すなわちステイクホルダーが、そのような影響を issue だと認識し、そのことについてある特定の要請を申し立て、それが社会的要請へと変化する過程に焦点をあてる。ある特定の要請は、期待される企業活動と現実の企業活動との間にギャップが存在し、その様なことは問題 (issue) であると特定のステイクホルダーが認識するところから発生する (小山,2003, 15 頁)。問題を認識したステイクホルダーの行動は、他のステイクホルダーの行動に影響を与え、その認識を拡散させていく。すると、「ある企業活動は非正当である」というような認識が広く共有され、そこでなされている要請に正当性が付与されるようになる。これにより「要請の存在範囲」と「要請の強度」がそれぞれ拡大、強化されていく。そして、そのような要請の存在範囲が社会全体に広がった時、その要請は「社会的要請」になる。

特定の要請を申し立てるステイクホルダーを NPO/NGO と読み替えると、社会運動を通して NPO/NGO が「社会的要請」を拡大、強化するとともに、NPO/NGO 自身の存在範囲を獲得しようとするプロセスが見えてくる。例に挙げたとおり、今日的な意味での環境問題、1970 年代の米国で、環境保護活動家に転身した左翼運動家によって展開された。この時代の左翼運動家達は、反企業という資本主義社会の根幹を揺るがす理念を信奉しているが故に、社会の内に「存在範囲」を獲得し得なかった。そのため、彼らは「環境問題」の解決を目的として掲げる NPO/NGO を組織することで、正当性を獲得することで生き残り戦略を実践しようとした。環境問題をはじめとした社会問題に対する社会運動とは、まさに彼らが企業を抑制するために様々な主体を巻き込むことで、正当性を獲得していく生き残り戦略のプロセスであるといえる。NPO/NGO は、これら社会運動を通して CSR と社会問題を結び付け、社会問題を引き起こす企業を監視、抑制する存在としての正当性を獲得していった。社会問題にかかわるすべての主体がステイクホルダーとして引き込まれていったことにより、社会全体で監視する関係を構築されていった。

ここに至って CSR 論の理論的内実は、もはや市場競争によって余剰利益を獲得した企業が私的利益を公的利益に還元することではなく、その利益に関係なく企業が社会の中で存続していくための必須条件として変化してしまった。CSR と社会問題が結びついたことに

より、CSR そのものがあいまいなもの、多様なものとなった。企業は、非常に多様な社会的責任を課せられ、多種多様なステイクホルダーからの社会的要請にこたえる必要に迫られている。この理論的内実のもので、CSR のステイクホルダー論は、企業を規制、監視するステイクホルダー関係から企業のあるべき姿を問うているに過ぎない。

他方で、CSR の理論的内実の変化の歴史的経緯に注目すると、その理論的内実に合わせて企業が CSR を達成していく過程が変化してきていることがわかる。「見えざる手」による古典的経済主義の下では、企業の社会的責任は市場において私的利益を追求することで達成されるとされていた。NPO/NGO によって社会問題と CSR が接続されると、企業は自身の利益やその業種を問わず、様々な社会問題に対してその解決に努めることが社会的責任となった。企業、NPO/NGO らの実践によって CSR の理論的内実が埋め込まれたことで、CSR が達成されていくプロセスは変化してきている。これらは、CSR という社会的事実の下で、企業、NPO/NGO らによる自身の利害目的を達成しようとする闘争ととらえることができる。しかし、先行研究では、NPO/NGO らによって埋め込まれた理論的内実のみで CSR をとらえているために、彼らのような企業を規制することを目的としない主体らによる実践をとらえていない。

4. CSR を前提とした経営実践の登場

生き残りという目的のために NPO/NGO らが埋め込んだ理論的内実により、規制という関係が構築されていったことが、CSR 論の先行研究から分析できる。しかし、この規制の下で、新たな利害を見出し、積極的に CSR を達成しようとする企業の実践が生まれているのも事実である

例えば、現在の我が国において、環境問題という社会問題に対して環境経営という CSR の達成という実践が生まれている。環境経営は、企業と環境問題が接続されたことにより生まれてきた経営の実践である。特に自動車産業では、自動車の排出ガスに対して様々な環境問題を引き起こす原因としてその責任を問われてきた。これに対して自動車産業は、環境問題の中から温暖化問題に焦点を当て、これを解決する役割を獲得するための環境経営を実践してきている。自動車産業が数ある社会問題の中で温暖化問題に焦点を当てたのは、京都議定書の締結により国家に対して明確な温室効果ガスの削減目標が課せられたからであると考えられる。これを機に、温暖化問題に対する責任は、企業だけでなく国家とそこに存在するあらゆる組織、個人に等しく課せられることになったのである。温暖化問題の社会的責任が変化することで、企業のみが規制されるステイクホルダーの関係を変化させることが可能となる。

自動車産業は、それまで培ってきた燃費等の技術を環境性能と読み替えることで、新たに温暖化問題を解決へと導く役割を獲得していつている。温暖化問題に対する CSR の理論的内実とは、既存の製品から温室効果ガス削減に貢献できる環境性能を持つ製品に切り替えていくこと、となる。これまで企業を規制しようとしてきたステイクホルダーを、逆に企

業の利害目的の達成のために引き込むことが可能になっていく。この時、企業の CSR は、環境経営に取り組む企業を支援するステイクホルダー関係の下で、環境性能を持つ製品を開発販売していくことで達成されていく。企業は、公的利益である環境性能を創出することで、私的利益を獲得することができている。

CSR が事実化したことにより企業に多様な社会問題に取り組むことが求められるようになった時、企業は自らを取り巻く各種の規制やステイクホルダーとの関係から新たな事業機会を見出し、CSR を達成していくプロセスとして自身の利害を達成しようとしている。CSR が達成されていくプロセスとは、この多様な利害が企業活動の下で達成されていくプロセスとしてとらえられる。CSR の達成のプロセスは、企業と NPO/NGO のみの利害関係から分析することはできない。CSR という社会的事実の理論的内実、各主体による自身の利害を達成するための実践によって埋められていく。CSR が達成されていくプロセスを分析していくためには、この理論的内実の闘争を、各主体（各ステイクホルダー）がそれぞれの利害を達成していく実践の総体としてとらえる必要がある。このような記述のあり方は、制度派組織論（eg. Meyer and Rowan, 1977; DiMaggio, 1988; DiMaggio and Powell, 1991）において先鋭的に議論されている。

制度派組織論は、社会的物事として物象化され、自明性を帯びた制度を起点にこれらを分析していく（Meyer and Rowan, 1977, p.304）。制度とは、適切な行動を決定するとき組織的な主体が考慮に入れる‘社会的な事実’である。社会的事実が認識され、それが社会の中で言説を通して伝播される過程を通して、社会的物事が当然のものとして受け入れられる状態になる。この状態から秩序が構築されていく過程を制度化という。この当然とみなされる社会的事実から、主体は不確実な環境に対応していくための戦略を想起する。このとき各主体は同一制度を参照していながらも、独自の目的から利害関係を見出し、それぞれの戦略を想起していく。また、主体が見出すこのそれぞれの利害、あるいは利害関係がその主体にとっての制度の理論的内実であり、そこから想起された戦略の実践が、新たな利害、利害関係を生み、さらに社会的物事としての制度の理論的内実を埋めていく²。他社の戦略の実践そのものが制度の理論的内実を埋めるため、主体は制度を参照することで他者の利害関係とそこから想起される戦略を予期することも可能となる。ゆえに、主体は他者によって構築されている利害関係の中に自分の利益を見出せない場合、これらの裏をかいた戦略を想起することが可能となる。このように制度派組織論の分析視角を用いることではじめて、社会的事実としての CSR に対してその理論的内実を埋め、それを達成していくプロセスを分析することができる。

つまり、CSR という社会現象は、CSR という社会的事実それぞれの利害を見出した、

²松嶋・高橋(2009)は制度の概念として、「制度を参照する主体は、単純に制度を再生産するわけではない。むしろ、制度は、人々に予期の根拠を提供する。眼前に立ち現れる環境としての制度を参照することで、主体ははじめて自らが追求する利害を見出し、いかなる組織アレンジメント、すなわち組織設計が必要となるかを計算し、戦略的に振る舞うことができる。」と述べている。

企業とそれを取り巻くステイクホルダーが、CSRの達成を掲げながら各々の利害の達成を目指す、相互的な行為の応酬として把握されることになる。重要となるのは、各主体による理論的内実を埋め込んでいく実践が、新たに別の主体による利害達成の行為を導くことである。このような社会的事実の理論的内実の変化と各主体の実践の変化を、Lounsbury et al. (2004) による米国のリサイクル運動に関する研究はとらえている。彼らは、1970年代に赤狩りで活動の場を失った左翼運動家が、『沈黙の春』の出版を機に環境保護運動に新たな舞台を見出したことを指摘する。共産主義を掲げ大企業を攻撃対象とする左翼運動家にとって、環境問題は身元を隠しながら活動する絶好の大義名分であった。そこで左翼運動家達は、環境保護活動家に転身する。転身した環境保護運動家達は、環境問題の啓蒙と平行して、地域住民によるリサイクル運動の展開を図った。彼らの狙いは、米国の各都市でリサイクル運動を推進することで、企業の営利活動（消費活動）から自立した地域社会（すなわち、米国に共産主義的な社会）を成立させることにあった。

ところが、この活動に注目したのは、地域住民ではなく大学生であった。学生運動が盛んであった当時、大学生達は環境問題に注目し、リサイクル運動に活動の場を求めたのである。大学生が運動に参加することによって、リサイクル運動の場は地域社会からキャンパスに移り、全国的なクリーンキャンパス運動として展開されることになる。また、活動の場が特定の地域から全国の大学に変わったことで、環境保護運動家達は全国の学生を組織することで、リサイクル運動を展開するためにNPO法人を設立し、リサイクルの評価・認定機関としての役割を獲得していくことになる。この結果、クリーンキャンパス運動は全米に拡大し、大学内に専門部局が設置され、NPOから派遣されたスタッフが職員として雇用されるようになる。更には、当初の狙い通り、地方自治体からリサイクルの認定評価の依頼を受ける程に、NPOの活動は評価されることになった。

しかしながら、このようなリサイクル運動の急速な拡大は、NPOの予算・人員の不足という事態を招いた。意外なことに、ここでNPOに資金を寄附し、事務スタッフを派遣したのは大企業であった。大企業は、大きな顧客である大学や地方自治体にリサイクル運動が拡大していくなかで、リサイクル認証の獲得に新たな事業機会を見出していたのである。そこで、多額の資金を寄附し出資者として発言権を強めるだけでなく、事務スタッフを派遣することで実務面でのイニシアティブを握ることを狙った。その結果、営利企業として最初にリサイクル認証を得た企業は、このNPOを設立した環境保護活動家が社会悪として捉えていた、ゴミ焼却業炉メーカーとなってしまったのである。

Lounsburyらの研究は、先行研究におけるCSR論の観点から見た場合、NPO/NGOの活動が企業に乗っ取られ、本来目指すべき環境問題の解決に向けた企業の営利活動の規制に失敗し、新たに企業が環境問題を助長するような社会的利益を損なう結果を招いたように見える。しかし、左翼運動家達がCSRの理論的内実として環境問題を掲げ、NPOとして社会の中で存在範囲を確保する戦略を遂行するに当たって、企業は単なる攻撃対象から提携しうる協力者へとその関係が変化したのである。更には、リサイクル認証という権限

を握っている限り、この NPO は企業の自由な営利活動を規制することができる。つまり、この NPO は、大企業と協調関係を築くことで、社会の中で環境保護活動を継続する可能性を獲得し、その協調関係の中で企業を監視することに成功していると言える。他方で、企業も環境問題に対する社会的責任を果たすために NPO のリサイクル認証を受けることで、ステイクホルダー関係の監視の下で正当性を獲得することに成功している。この場合、企業にとっても NPO/NGO にとっても、CSR は達成されているといえるだろう。

それでは、今、企業は社会的事実としての CSR の達成をどのようにしてとらえる必要があるだろうか。社会的責任と社会問題が結びついたことにより、CSR の理論的内実はいくつかのステイクホルダーとの関係の中で、多様な形で次々と立ち現れることになった。NPO/NGO をはじめとした社会運動家の活動により個々の企業が本当に関係しているかは不明であるが、環境問題をはじめ、女性差別、貧困、人種差別、人口増加による食糧問題等、多種多様な社会問題が CSR の理論的内実として吹き込まれ、その解決を企業の責任として求められている。社会問題に関わるあらゆる主体がステイクホルダーとして引き込まれたために、企業は彼らの多様な利害の下で CSR を達成していかなければならない。しかし、社会的事実としての CSR から企業は、多様なステイクホルダーに対してアクセスすることが可能になった。企業は、各ステイクホルダーの利害目的を予測することで、企業の利害目的達成のために必要なステイクホルダーを引き込むことが可能になる。言い換えれば、企業は自らの利害を実現するために有利な CSR の達成状況を掲げることが可能となる。そこで CSR に埋められる理論的内実はいくつかの企業による正当性獲得のための私的利益から公的利益への還元手段ではなく、NPO/NGO らの正当性獲得のための企業を規制する論理でもない。企業は、公的利益の名の下でこれを私的利益へと変換する新たな論理としての理論的内実を埋め込んでいく。古典的経済学の下で私的利益が市場を通して公的利益へと還元されていたのに対して、社会的事実としての CSR の下で公的利益は社会問題という新たな市場を通して私的利益へと還元されていく。この理論的内実での CSR の達成とは、企業が社会問題を解決していく役割を獲得し、その役割を果たすことで公的利益を創出し、またそれを私的利益へと変化させていくプロセスである。

前述した環境経営のように、実際に企業は、CSR からそのような新たな戦略を想起し、公的利益の名の下で私的利益の獲得を目指す実践を行っている。他方で、このような企業の戦略が、新たな社会問題が社会問題化することにより、理論的内実が変化し、CSR の不達成が起これるその正当性を失うケースもある。その例が、派遣法の改正を巡る CSR の理論的内実の変化であろう。当初、派遣法の改正は、ワークライフバランスの向上や雇用の創出を実現することで、労使問題の緩和を目指していた。労働者が自身の人生設計にあった働き方を模索することを可能にすることで、企業は CSR を達成しようとしていた。また、企業は低賃金労働者を流動的に雇用することに成功し、公的利益を私的利益に変化することができていた。しかし、サブプライム問題を機に景気が悪化したことで、大量の派遣労働者が失業してしまった。これが、新たに「派遣切り」という社会問題を生み出してしま

う。派遣労働者を守ることが社会的責任の理論的内実となり、当初は正当な権利であった派遣労働者を流動的に扱うこと（解雇する権利）に対して、企業は CSR の不達成の批判を受けている。

5. おわりに

企業は、社会的事実としての CSR を前提に、社会的責任の理論的内実に対応、あるいは変化させることでこれを達成する企業活動を実践していく。その理論的内実を有利なものにできれば企業は、CSR の達成を通じて公的利益を私利利益へと変化させることも可能である。しかし、派遣法の例からもわかるように、社会的事実としての CSR の理論的内実、各主体の利害とそこから見出される実践の下で終わりなく変化していく。企業は、常に変化していく CSR の理論的内実から、ステイクホルダーとの関係をアレンジし、CSR 達成へのアプローチを変化させていかなければならないだろう。この CSR が達成されていくプロセスをとらえ続けていくことが、CSR 論が議論すべき対象であると考えられる（間嶋,2010）。

とりわけ、1960 年代に CSR と社会問題が接続されたことにより、企業の社会的責任は市場競争という枠を超えて非常に多様なものとなっている。企業は多様な場面で社会的責任を問われ、CSR を達成していく実践を行っている。例えば、Khan (2007) は、シアルコットにおける児童労働問題に対するスポーツメーカーの実践を分析している³。縫製センターの設立によって、縫子である母によって家庭内で使役されていた児童らは労働から解放されることができた。児童労働という汚点を払拭できたスポーツメーカーは、これまで通りサッカーボールを製造し、シアルコットで富を獲得し続けることに成功する。しかし、それまで低俗な仕事として差別されてきた縫子達は、衆目のもとにさらされることになり、その多くがサッカーボール縫製の仕事を手放すことになってしまった。その結果、各家庭の収入は低下し、児童は就学することができなくなってしまった。児童の就学の機会を奪うという新たな問題を生み出しながらも、児童労働問題という社会問題に対する CSR を達成することにより、企業はサッカーボール製造を続け、自身の利害を達成している。このように本研究で再検討した CSR 論の議論は、環境問題をはじめ、女性差別⁴

(eg.Edelman,1992)、貧困⁵ (eg.Unus,2007)、人種差別、人口増加による食糧問題等、

³縫製センターが設置されたことによって、家庭内で縫子である母親に使役されていた児童は確かに労働から解放されたかもしれない。しかし、それと伴にもともと「低俗な仕事」として差別されてきた縫子達は衆目に晒され、その多くは職業差別から逃れるためにサッカーボール縫製の仕事を手放すことになった。結果、各家庭の収入は低下し、児童は就学すらままならなくなっていった。他方で、児童労働という汚点を払拭できたスポーツメーカーは、これまで通りサッカーボールを製造し、シアルコットで富を獲得し続けることに成功する。彼らは、進歩的なイメージを有する制度的企業家語りのもとで行われた事例の記述が、このような階級、ジェンダー、ポストコロニアルに基づく記述を遮断し、サッカーボール産業を支配する特定の主体に荷担する「投資」であったと強調する (Khan,2007)。

⁴ (Edelman,1992) は、企業が曖昧な法を遵守する象徴としての構造、記号を作ることで法の社会への調停を行っていることを、雇用機会均等/アファーマティブ・アクション・オフィス(EEO/AA)の設立における組織的变化から分析している。

⁵ Yunus (2007) は、1974 年におきたバングラディッシュの飢饉の際に、42 の家庭に総額 27 ドルという少額の融資を行ったことをはじめに、グラミン銀行を設立した。彼は、この貧困の原因が貧困層向けの

多種多様な社会問題に対する企業の実践から、新たな「企業と社会」の関わりを分析することができるだろう。

引用文献

- Ackerman, Robert, W. and Bauer, Raymond, A. (1976) “*Corporate Social Responsiveness*,” Reston, Virginia: Reston Publishing.
- Adam, Smith (1776) “An inquiry into the Nature and Cause of the Wealth of Nations” (水田洋監訳, 杉山忠平訳 『国富論』 岩波書店) .
- Bowen, Howard, R. (1953) “Social Responsibilities of the Businessman,” *Harper & Row*
- Carroll, Archie, B. (1979) “A Three-Dimensional Conceptual Model of Corporate Performance,” *Academy of Management Review*, Vol. 4, No. 4, p. 497.
- Carroll, Archie, B. and Buchholtz, Ann, K. (2003) “*Ethics and Stakeholder Management*,” 5th ed., South-Western Publish.
- Carson, Rachel, L. (1962) “Silent Spring”, Greenwich, Conn : Fowcett. (青樹梁一訳 (2001) 『沈黙の春 改訂版』 新潮社) .
- DiMaggio, Paul, J. (1988) “Interest and Agency in Institutional Theory,” In Lynne G.Zucker (ed.) *Institutional Patterns and Organizations Culture and Environment*, Ballinger Publishing Company, pp.3-21.
- DiMaggio, Paul, J. and Walter, W. Powell (1991) “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational field,” *American Sociological Review*, Vol.48, No.2, pp.147-160.
- Edelman, Lauren, B. (1992) “Legal ambiguity and symbolic structures: Organizational mediation of civil rights law,” *American Journal of Sociology*, Vol.97, pp.1531-1576.
- Friedman, Milton. (1970) “The Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits,” *New York Times Magazine*, September(13) pp.32-33, 122, 126.
- Galbraith, John, K. (1973) “On the Economic Image of Corporate Enterprise,” in Ralph Nader, (ed.) , *Corporate Power in America*, p.4.
- Hayek, Friedrich, A. (1960) “*The Corporation in Democratic Society: In Whose Interest Ought It and Will It to be Run?*” in Anshen, M. and Bach, G. L. (eds.) , McGraw-Hill Book Company.

高利貸しにあると考えていた。Yunus が、農民に対して少額、低金利の融資を行うことで、高利貸しを中心とした貧困のサイクルを断ち、農村部における貧困問題を解決に導いた。グラミン銀行は、政府から正式な認可を受け、融資を受けた大半の顧客が貧困からの脱却に成功した。社会問題を世辞問題として扱うのではなく、社会的企業が社会そのものの在り方を変化させることで解決していくプロセスがとらえられている。

- 石黒督朗・高橋勅徳（2011） 「環境経営の制度はアプローチに関する理論的検討」 『経営と制度』 第9号, 65-79頁.
- 加賀田和弘（2007） 「環境問題と企業経営：その歴史的展開と経営戦略の観点から」 『KGPS review : Kwansei Gakuin policy studies review』 第 8 卷, 71-89 頁.
- Khan, Farzad, R., Munir, Kamal, A. and Willmott, Hugh（2007） “Dark Side of Institutional Entrepreneurship: Soccer Balls, Child Labor and Postcolonial Impoverishment,” *Organization Studies*, Vol. 28, No. 7, pp. 1055-1077.
- 小山巖也（2003） 「企業に対する社会的要請の形成プロセス」 『関東学院大学経済系』 第 215 卷, 10-23頁.
- Levitt, Theodoa（1958） “The Dangers of Social Responsibility,” *Harvard Business Review*, Vol.35, No.5, pp.41-50.
- Lounsbury, Michael, Ventresca, Marc and Hirsch, Paul, M.（2003） “Social movements, field frames and industry emergence: a cultural-political perspective on US recycling,” *Socio-Economic Review*, Vol.1, pp.71-104.
- 間嶋崇（2010） 「「実践としての経営倫理」 研究に関する一考察 - 組織不祥事分析に対する有効性と限界の検討 - 」 『専修経営学論集』 第 90 卷, 103-130 頁.
- 松嶋登, 高橋勅徳（2009） 「制度的企業家というリサーチプログラム」 『組織科学』 第 43 卷, 1 号, 43-52 頁.
- Meyer, John W. and Brian Rowan（1977） “Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony,” *American Journal of Sociology*, Vol.83, No.2, pp.340-363.
- Neil, Mitchell, J.（1989）, “The Generous Corporation: A political Analysis of Economic Power,” *Yale University Press*,（松野弘・小阪隆秀監訳『社会にやさしい企業』, 同文館, 2003.）.
- 菅原秀人（1957） 「国民経済の軍事化、戦争と独占利潤」 『北海道大學 経済学研究＝THE ECONOMIC STUDIES』 第11卷, 93-116頁.
- 谷本寛治（2003） 『CSR 経営』, 中央経済社.
- Yunus, Muhammmad（2007） “Creating a World without Poverty,” *OublicAffairs*,（猪熊弘子訳（2008） 『貧困のない社会を作る：ソーシャル・ビジネスと新しい資本主義』 早川書房）.